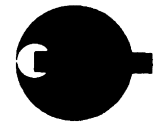


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

|   |   |                                      |   |
|---|---|--------------------------------------|---|
| ○生活保護法に基づく介護機関の指定(保険福祉課)                  | 一 | の認証の申請(県民生活課)                        | 四 |
| ○右同                                       | 一 | ○採石業務管理者試験の実施(風致保全課)                 | 四 |
| ○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定(青少年課) | 二 | ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告(金融・商業振興課) | 四 |
| ○土地改良区の役員の退任届(耕地課)                        | 二 | ○開発行為に関する工事の完了(建築課)                  | 四 |
| ○土地改良事業計画の適否決定(耕地課)                       | 二 | ○右同                                  | 五 |
| ○右同                                       | 二 | ○右同                                  | 五 |
| ○森林病害虫等防除法第三条第一項第一号の命令の内容となる事項の公表(森林保全課)  | 三 | ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(市町村課)            | 六 |
| ○道路の位置指定(建築課)                             | 三 | ○特定調達契約に係る落札者等の公示(情報システム課)           | 六 |
| ○特定非営利活動法人の定款の変更                          | 三 | ○奈良県水道局行政財産の使用料に関する規程                | 七 |

## 告示

奈良県告示第七十一号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。  
平成十九年八月二十四日  
奈良県知事 荒井正吾

| 介護機関の名称又は氏名 | 介護機関の所在地又は住所 | 施設又は居宅サービスの種類            | 指定年月日     |
|-------------|--------------|--------------------------|-----------|
| 吉川診療所       | 御所市東松本八一     | 介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション | 平成十九年六月一日 |
| 白菊調剤薬局      | 生駒市元町一五十三    | 居宅療養管理指導                 | 平成十九年七月一日 |

奈良県告示第七十二号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。  
平成十九年八月二十四日  
奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又  
訪問看護ステーション等  
奈良県知事 荒井正吾

| 名称                 | 主たる事務所の所在地         | 名称             | 所在地                | 居宅サービスの種類                   | 指定年月日     |
|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|-----------------------------|-----------|
| 株式会社ケアフルケアサービス株式会社 | 生駒市鹿ノ台西一三<br>台西一三五 | ケアフルケアサービス     | 生駒市鹿ノ台西一三<br>台西一三五 | 訪問介護・介護予防訪問介護               | 平成十九年八月一日 |
| 医療法人弘仁会            | 吉野郡大淀町福神一八一        | 南和病院介護支援センター   | 吉野郡大淀町福神一八一        | 居宅介護支援事業                    | 平成十九年八月一日 |
| 株式会社ケアエポリューション     | 香芝市西真美三二七<br>一     | 太郎くん           | 香芝市西真美三二七<br>一     | 訪問介護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護 | 平成十九年八月一日 |
| 株式会社フェイスイカ・ネシエール   | 橿原市久米町七三四          | フェイスイカ訪問介護センター | 橿原市久米町七三四          | 訪問介護・介護予防訪問介護               | 平成十九年八月一日 |
| 有限会社笑み             | 北葛城郡広陵町安部六九九一      | 笑み居宅介護支援事業所    | 北葛城郡広陵町安部六九九一      | 居宅介護支援事業                    | 平成十九年八月一日 |
| 有限会社介護のみき香芝市西真美一四一 | 香芝市西真美一四一          | 介護のみき桜井店       | 桜井市栗殿一四一           | 訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護      | 平成十九年八月一日 |
| 芝市店                |                    |                |                    |                             |           |

|                   |                |                 |                |               |           |
|-------------------|----------------|-----------------|----------------|---------------|-----------|
| 株式会社太陽            | 桜井市三輪<br>一七一一  | 株式会社太陽          | 桜井市三輪<br>一七一一  | 護             | 平成十九年八月一日 |
| 有限会社榎原ケアセン        | 橿原市四條町七六一      | デイサービスセンター      | 橿原市四條町七六一      | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成十九年六月一日 |
| フル二一              | 一五             | ユースフル           | 一五             |               |           |
| みらの介護サービス有<br>限会社 | 天理市二階堂上ノ庄町一七三六 | みらの介護サービス       | 天理市二階堂上ノ庄町一七三六 | 介護予防訪問介護      | 平成十九年二月一日 |
| 医療法人芳愛会ケア<br>ラブ   | 大和郡山市<br>横田町八四 | 医療法人芳愛会ケア<br>ラブ | 大和郡山市<br>横田町八四 | 居宅介護支援事業      | 平成十九年六月一日 |
| ラン室               | 〇一二            | ラン室             | 〇一二            |               |           |

奈良県告示第七十三号  
奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。  
平成十九年八月二十四日  
奈良県知事 荒井正吾

|      |          |                              |            |               |  |
|------|----------|------------------------------|------------|---------------|--|
| 指定番号 | 図書類の種類   | 図書類の名称                       | 発行年月日      | 発行所等          | 指定理由   |
| 二十二  | コミック     | 極上恋愛セレクションVol.3              | 平成十九年九月一日  | ぶんか社          | 青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗悪性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 二十三  | DVD付コミック | 愛スピリチュアル 2007, 9 誕生号         | 平成十九年九月五日  | 株式会社マガジン・マガジン |  |
| 二十四  | コミック     | 恋的伝言 夏のラヴァーズ NO.1            | 平成十九年九月一日  | 宙（おぞら）出版      |  |
| 二十五  | コミック     | NEOコミック クス ホテルで抱きしめて [悶絶セレブ] | 平成十九年八月二十日 | 辰巳出版株式会社      |  |
| 二十六  | ムック      | 無料GETS Vol.0                 | 平成十九年九月一日  | 株式会社晋遊舎       |  |

奈良県告示第七十四号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大輪田土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。  
平成十九年八月二十四日  
奈良県知事 荒井正吾

|              |                             |                                 |
|--------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 協議者          | 事業計画                        | 縦覧期間及び場所                        |
| 生駒市長<br>山下 真 | 水と農地活用促進事業（ため池整備）<br>鬼取新池地区 | 平成十九年八月二十七日から同年九月十八日まで<br>生駒市役所 |

奈良県告示第七十六号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十一条の規定により、平成十九年八月十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。  
なお、土地改良法第八十一条の規定により、土地改良事業計画書及び条例に写しを次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年八月二十四日  
奈良県知事 荒井正吾

平成十九年八月二十四日  
奈良県知事 荒井正吾  
退任役員の役名、氏名及び住所  
理事 堀内 宏 北葛城郡河合町大輪田一七〇七

奈良県告示第七十五号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十一条の規定により、平成十九年八月十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。  
なお、土地改良法第八十一条の規定により、土地改良事業計画書及び条例に写しを次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年八月二十四日  
奈良県知事 荒井正吾

| 協議者            | 事業計画                     | 縦覧期間及び場所                         |
|----------------|--------------------------|----------------------------------|
| 田原本町長<br>寺田 典弘 | 水と農地活用促進事業(頭首工)<br>西竹田地区 | 平成十九年八月二十七日から同年九月十八日まで<br>田原本町役場 |
| 田原本町長<br>寺田 典弘 | 水と農地活用促進事業(農道)<br>佐味地区   | 平成十九年八月二十七日から同年九月十八日まで<br>田原本町役場 |
| 田原本町長<br>寺田 典弘 | 水と農地活用促進事業(機械揚水)<br>宮古地区 | 平成十九年八月二十七日から同年九月十八日まで<br>田原本町役場 |
| 田原本町長<br>寺田 典弘 | 水と農地活用促進事業(用排水路)<br>矢部地区 | 平成十九年八月二十七日から同年九月十八日まで<br>田原本町役場 |

奈良県告示第百七十七号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五第四項において準用する同法第三第五項の規定により、同条第一項第一号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域及び期間

1 区域 五條市、生駒市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡斑鳩町並びに吉野郡吉野町及び下市町の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間 平成十九年十月一日から平成二十年一月二十九日まで  
二 森林病害虫等の種類  
松くい虫

三 行ふべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命をしようとする理由

一の1に掲げる区域(以下「当該区域」という。)において松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺地域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行い見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を越えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

奈良県告示第百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所(平成十九年七月三十日現在の地番による。)

大和郡山市代官町三五二番地ノ六、三五三番地ノ七及び三七三番地ノ六

二 申請者氏名 株式会社ビルド 代表取締役 堀良一

三 申請者住所 奈良市林小路町一丁目

四 道路の幅員 四・〇メートルから五・〇メートルまで

五 道路の延長 三四・九九メートル

六 指定年月日 平成十九年八月八日

七 指定番号 郡七第一九〇五号

公 告

特定非営利活動促進法(平成十七年法律第七号)第二十五條第二項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成十九年八月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふぁーちえ

三 代表者の氏名

麻 まり

四 主たる事務所の所在地

奈良市学園朝日町二番六号 ハイマート学園前二〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活及び就労に関する支援事業を行い、利用者の豊かな地域及び社会生活拡充のため、施設基盤を安定させ事業を発展させ、障害のある人々に質の高いサービスを提供し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

採石法(昭和二十五年法律第二百九十二号 第三十二条の十三の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。  
平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験日時及び場所

1 試験日時 平成十九年十月十二日(金) 午前十時から正午まで

2 場所 奈良県文化会館 奈良市登大路町六一二

二 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採掘 発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。以下同じ。)の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

三 出題形式

選択式筆記試験とします。

なお、出題数は、法令問題十問(全問必須問題)及び技術問題十七問(七問の必須問題と、十問から三問を選択して解答する選択問題)とします。

四 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十九年八月三十一日(金) から同年九月十四日(金) までとします。ただし、郵送による場合は、九月十四日付けの消印のあるものまで有効とします。

2 提出先

受験願書は、知事あてとし、奈良市登大路町三〇番地奈良県生活環境部風致保全課へ提出してください。

五 提出書類

1 受験願書

様式は、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第6号)に定める様式第九のとおりです。

2 写真

一枚、手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

六 受験手数料

八、〇〇〇円(受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書にはり付けてください。)

七 合格者の発表

平成十九年十月二十九日(月) (予定) とします。合格者には合格の通知をし、県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号 第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。  
平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 香芝インターチェンジ北計画  
所在地 香芝市上中一六他

二 香芝市から聴取した意見

1 工事期間中は、ガードマンを配置する等の交通安全対策をとり、早朝・深夜及び通勤通学時間帯には、工事車両の搬出入を避け、付近道路上に工事車両等を駐車させないこと。

2 来客予想数以上の自動車及び自転車等の駐車場所を確保し、ガードマンを配置する等の安全対策をとり、付近道路上に來客者及び従業員の自動車等を駐車させないよう建物管理者は指導すること。

なお、開店当初等特に混雑が予想される場合は、臨時駐車場の確保及びガードマンの増員をすること。

3 車両出入口における安全を確保するため、開発区域内の出入口部分にカーブミラーを設置し維持管理すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

四 縦覧期間

平成十九年八月二十四日から同年九月二十五日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十二条第一項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十八年八月二日第七八一五三三号  
平成十九年三月十六日第七八一五三一三号  
平成十九年六月四日第七八一五三一三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月十三日第六七四〇号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月十三日第四三三三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄五四九番地ノ二、五四九番地ノ五、五四九番地ノ六、五四九番地ノ七、五四九番地ノ八、五四九番地ノ九、五四九番地ノ一〇、五四九番地ノ二及び五四九番地ノ二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市日置荘原寺町三〇番地  
大川商事株式会社 代表取締役 大川貞夫

五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 桜井市大字上之庄五四九番地ノ二  
下水道 桜井市大字上之庄五四九番地ノ二の一部

一 許可番号

平成十八年十月二日第七八一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月十三日第六七三九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月十三日第四三二二号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市萩原町一六番地ノ一、一六番地ノ一四、一六番地ノ一五、一六番地ノ一七、一六番地ノ一八、一六番地ノ一九、一六番地ノ二〇、一六番地ノ二一、一六番地ノ二二、一六番地ノ二三、一六番地ノ二四、一六番地ノ二五、一六番地ノ二六、一六番地ノ二七、一六番地ノ二八、一六番地ノ二九、一六番地ノ三〇、一六番地ノ三一、一七九番地ノ五、一七九番地ノ六、一八一番地ノ一、九七七番地ノ一、九七七番地ノ二及び九七八番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町池部一五二番地ノ一

五 洋国開発株式会社 代表取締役 岡本至直

五 公共施設の種類 位置及び区域

道路 生駒市萩原町一六番地ノ一四、一六番地ノ一五、一七九番地ノ五、一七九番地ノ六、一八一番地ノ四、九七七番地ノ一、九七七番地ノ二の一部及び九七八番地の一部

公園 生駒市萩原町一六番地ノ一

下水道 生駒市萩原町一六番地ノ一四、一六番地ノ一五、一七九番地ノ五、一八一番地ノ四、九七七番地ノ一、九七七番地ノ二及び九七八番地の各一部

一 許可番号

平成十九年三月十五日第七八一八三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月十三日第六七三八号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市五条野町四二四番地、四二五番地ノ六の一部及び四二五番地ノ二五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市五条野町二二三番地  
神田純一

一 許可番号

平成十九年四月十日第七八一三二八号  
平成十九年七月三日第七八一三二八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月十四日第六七四一四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月十四日第四三三三三号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市辻町九九五番地ノ三、九九五番地ノ九、九九五番地ノ一四、九九五番地ノ四八、九九五番地ノ四九、九九五番地ノ五〇、九九五番地ノ五一、九九五番地ノ五二、九九五番地ノ五五、九九五番地ノ五六、九九五番地ノ五七、二二六番地ノ一及び二二六番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園北二丁目三番一五号

株式会社住 代表取締役 鈴木木守

五 公共施設の種類 位置及び区域

道路 生駒市辻町九九五番地ノ三、九九五番地ノ九、九九五番地ノ一四、九九五番地ノ四九及び二二六番地ノ一

下水道 生駒市辻町九九五番地ノ三、九九五番地ノ九、九九五番地ノ四九及び二二六番地ノ一の各一部

都市計画法(昭和四十二年法律第百号 第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了した)を次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年四月二十六日高士第一八一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月三十一日高士第六八四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年七月三十一日高士第六八四号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市南花内一五番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡大淀町松垣本二二四番地一

吉野ホーム 代表 木村利己

五 公共施設の種類 位置及び区域

道路 葛城市南花内一五番地の一部  
下水道 葛城市南花内一五番地の一部

一 許可番号

平成十九年五月九日高士第一九一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月一日高士第六八五号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市旭ヶ丘五丁目一九番地ノ一、一九番地ノ二、一九番地ノ三及び一九番地四

北葛城郡王寺町王寺二丁目六番一五号

積水ハウス株式会社やまと支店 支店長 山口浩一

一 許可番号

平成十九年六月七日高士第一九一三二号

平成十九年七月二十日高士第一九一三二一三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月三日高士第六八六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月三日高士第六八五号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市八川二四番地ノ一の一部

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名<br/>葛城市竹内二九三番地<br/>株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也</p> <p>五 公共施設の種類 位置及び区域<br/>道路 葛城市八川二四番地ノ一の一部<br/>下水道 葛城市八川二四番地ノ一の一部</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。<br/>なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。<br/>平成十九年八月二十四日<br/>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>一 許認可番号<br/>平成十九年三月六日桜井第三九一二二号<br/>平成十九年七月六日桜井第三九一二二二号</p> <p>二 検査済証番号<br/>開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月十日桜井第五九一八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域<br/>高市郡明日香村大字檜前一八番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名<br/>御所市東松本三二一番地ノ六<br/>奈良ミニキハウス建設株式会社 代表取締役 藤元幸</p> <p>物品及び特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。<br/>なお、この公告による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。<br/>平成19年8月24日<br/>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> | <p>1 入札物件<br/>奈良県住民基本台帳ネットワークシステム県サーブ等の借入れ及び運用業務委託</p> <p>2 入札物件の数量及び特質<br/>奈良県住民基本台帳ネットワークシステム県サーブ等の借入れ及び運用業務委託一式</p> <p>3 契約期間<br/>契約締結の日から平成25年2月28日まで<br/>(ただし、県サーブ等の借入期間は、平成20年3月1日から平成25年2月28日まで)</p> <p>4 履行場所<br/>奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎ほか</p> <p>5 入札方法<br/>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10.0分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格<br/>次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。<br/>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。<br/>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名席上等設置要領による指名席上又は指名保留の措置期間中でない者であること。<br/>(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q1 賃貸業務及びQ2 電算業務に登録している者であること。ただし、営業種目Q2 電算業務のみに登録している者であって、営業種目O1 賃貸業務に登録している者との関係を示す業者指名書を所定の日時まで提出するものは、営業種目O1 賃貸業務に登録している者とみなします。</p> | <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。<br/>〒630-8501 奈良市登大路町30番地<br/>奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)<br/>電話(直通) 0742-27-8908</p> <p>(4) この公告に示した物件又はこれと同等のものにつき履行の実績がある者であること。</p> <p>(5) この公告に示した物件を確実に履行し得る者であって、かつ、調達物品に関し迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等<br/>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先<br/>〒630-8501 奈良市登大路町30番地<br/>奈良県総務部都市計画課行政・振興グループ(奈良県庁主棟4階)<br/>電話番号(直通) 0742-27-8419</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所<br/>平成19年8月27日(月) 午後2時<br/>第62会議室(奈良県庁主棟6階)</p> <p>3 入開札の日時及び場所<br/>平成19年10月4日(木) 午前10時30分<br/>会計局入札室(奈良県庁主棟1階)</p> <p>4 郵便による入札<br/>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県住民基本台帳ネットワークシステム県サーブ等の借入れ及び運用業務委託に係る入札書」と朱書きして、入開札日の前日の午後5時までに到着(必着)するようになしてください。</p> <p>第4 その他<br/>1 契約の手續において使用する言語及び通貨<br/>日本語及び日本国通貨とします。<br/>2 入札保証金</p> |
|---|---|---|

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の10.0分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)を証明する必要な書類等を所定の日時まで提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求めらるる場合は、それに応じなければなりません。

(2) (1)の提出書類等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要しめます。  
7 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Nature and quantity of the goods and services to be procured :

Lease, Setting and Operation of a complete set of Computer equipment for "Junin-kihon-daicho Network System"

2 Time Limit of Tender (by hand) :

October 4, 2007 10:30 a.m.

3 Time Limit of Tender (by mail) :

October 3, 2007 5:00 pm.

4 Contact point for the notice :

Nara Prefectural Government, Cities, Towns and Villages Division, General Affairs Division [4th floor, Nara Prefectural Government Office]  
30 Naborioji-dto, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN  
TEL 0742-27-8419 (direct line)

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成19年8月24日

奈良県知事 荒井正吾

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

電子計算機器（汎用機）等の借入れ 一式

2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地

奈良県総務部情報システム課

奈良市登大路町3番地

3 落札者を決定した日

平成19年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

日本電子計算株式会社  
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

8,922,176円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成19年6月29日

県営水道企業管理規程

奈良県営水道企業管理規程第1号

水道局 各課  
各出先機関

奈良県水道局行政財産の使用料に関する規程を次のように定める。

平成十九年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

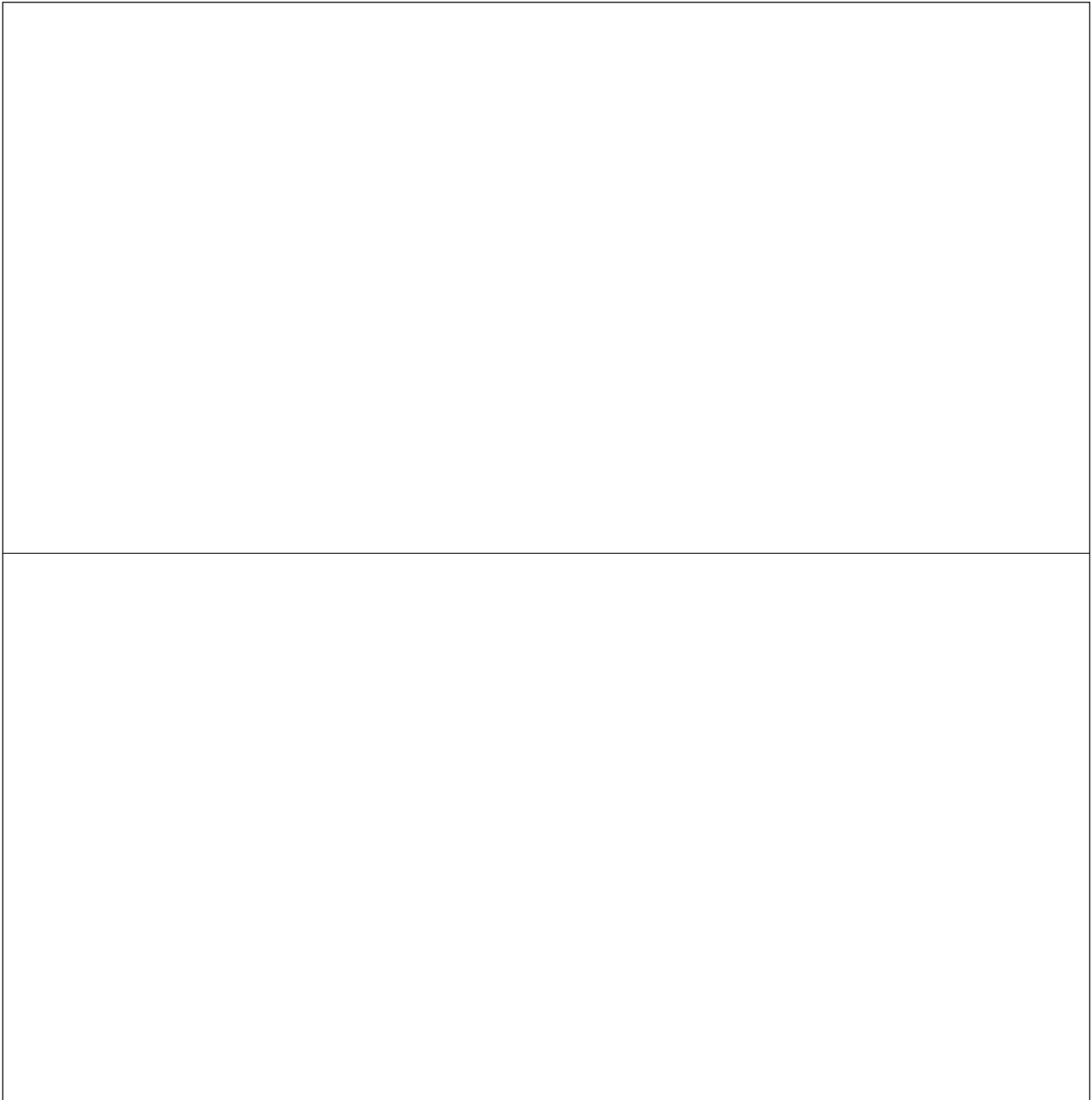
奈良県水道局行政財産の使用料に関する規程

奈良県営水道事業の用に供する行政財産を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条の四第七項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、奈良県行政財産使用料条例（昭和三十三年三月奈良県例第四十二号）の例による。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



**発行**  
**奈良県**  
 奈良市登大路町三〇  
 電話 〇七四二一三二一〇二代

**印刷**  
**株式会社春日**  
 奈良市三条栄町九一八  
 電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。